

## 第49号議案

ふじみ野市立エコパ条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立エコパ条例（平成25年ふじみ野市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「特別な事由」を「特別の理由」に改める。

第12条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) エコパの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、エコパを利用することができないとき。
- (3) 利用者が使用料を納付した後、規則で定める日までに利用の取消しの届出を行ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

第16条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により、指定管理者にエコパの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第3条第2項、第4条第2項、第5条、第6条、第7条第1項、第8条、第10条、第11条、第12条第1号及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第2項、第4条第2項、第5条第4号及び第6条中「認める」とあるのは「認め、市長の承諾を得た」と、第7条の見出し及び同条第2項、第11条（見出しを含む。）、第12条（見出しを含む。）並びに別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第7条第1項中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めた利用料金（以下「利用料金」という。）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第12条の規定は、令和5年8月1日以後の利用に係る使用料の還付について適用し、同日前の利用に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

令和5年6月5日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 提案理由

利用前に取り消された公の施設の利用に係る使用料の還付を実施するほか、条例の整理を行うため、ふじみ野市立エコパ条例の一部を改正したいので、地

方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。